

## 春日井市ふるさと納税に係るお礼品登録基準

1 事業者の要件	次の要件をすべて満たしていること。 (1) 春日井市内に本店又は支店を有する法人又は個人事業者その他市長が適当と認めるものであること。 (2) 市税等の滞納がないこと（個人事業者の場合は、本人の個人市・県民税など市税等の滞納がないこと。） (3) 春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
2 お礼品の種類	(1) 物品（例：飲食物、工芸品、雑貨、日用品等） (2) サービス等（例：食事会プラン、宿泊プラン、生活関連サービス等）
3 お礼品の要件	平成31年総務省告示第179号に定める規定の他、次の要件を満たすもの。 (1) 共通 ア 法令に違反しているものでないこと イ 価格が100,000円未満のもの (2) 物品 ア 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）でないこと イ 常に安定供給できること。 ウ 原則、全国各地（離島含む）に発送が可能であること。

	<p>エ 市からのお礼品送付依頼後速やかに寄附者にお礼品を発送できること。</p> <p>オ 品質及び機能が寄附者の期待に十分応えることができるものであること。</p> <p>カ 量目が表示内容と一致していること。</p> <p>キ 飲食物の場合は、原則、寄附者に到着してから5日程度の賞味期限が保証されるものであること。</p> <p>ク 射幸心をあおるもの、人に危害を加える恐れがあるもの、宗教的又は政治的な意図又は目的があるもの等社会通念上公金で賄うことがふさわしくないものでないこと。</p> <p>(3) サービス等</p> <p>ア 宿泊・観光など、春日井市の魅力を発信、体感できるものであること。</p> <p>イ 利用券やチケットなど、転売の可能性があるものについては、利用者が限定できるような対策等を講じていること。</p> <p>ウ 常に安定したサービス等が提供できること。</p>
4 登録件数	<p>(1) 通年扱いのもの 10品目まで</p> <p>(2) 季節限定（掲載期間が6月以下のもの）又は数量限定のもの 10品目まで</p> <p>(3) 定期便 5品目まで</p> <p>(備考)</p> <p>色又はサイズが異なるお礼品については、市の判断により、1品目として取り扱うことができる。</p>

5 定期便の取扱	<p>(1) 定期便の1コースの期間は、12月を上限とする。</p> <p>(2) 定期便の送付は、月に1回以上の頻度で行うものとする。</p>
6 寄附金額区分	<p>お礼品代（梱包材料費・消費税を含む。以下同じ。）の100/30以上の金額かつ、お礼品代に送料を加算した額の100/34以上の金額とし、千円未満の端数が生じたときはその端数は切り上げる。</p>
7 謝礼金額	<p>お礼品代に送料を加算した額</p>